

別表 2

区 分	補助対象となる整備内容（第5条）	補助対象経費（第6条）
外国語による 表記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の案内看板</li> <li>・伝統的工芸品の製品説明や原材料・道具・製造工程等の説明用パネル</li> <li>・常設展示等の説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製作費</li> <li>・翻訳費</li> <li>・専門家謝金（外国人を含む）</li> </ul>
外国語による パンフレット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協同組合の施設の説明に関するもの</li> <li>・伝統的工芸品の製品説明や原材料・道具・製造工程等に関するもの</li> <li>・産地（地域）に関するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製作費（印刷費）</li> <li>・翻訳費</li> <li>・専門家謝金（外国人を含む）</li> </ul>
外国人とのコ ミュニケーシ ョンシート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指さしでコミュニケーションができる会話補助用ツール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製作費（印刷費）</li> <li>・翻訳費</li> <li>・専門家謝金（外国人を含む）</li> </ul>
外国語による ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的工芸品や施設を紹介するもの</li> <li>・産地（地域）を紹介するもの</li> <li>・体験等の予約を受け付けるもの （直接的な販売に関するものは対象外）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製作費</li> <li>・翻訳費</li> <li>・専門家謝金（外国人を含む）</li> </ul>
外国語を使っ た映像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的工芸品の製造工程</li> <li>・製品説明</li> <li>・協同組合施設の説明に関するもの</li> <li>・産地（地域）に関するもの・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製作費</li> <li>・翻訳費</li> <li>・専門家謝金（外国人を含む）</li> <li>・物品購入費</li> </ul>
外国語による 音声ガイド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的工芸品の製造工程</li> <li>・製品説明</li> <li>・協同組合施設の説明に関するもの</li> <li>・産地（地域）に関するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備導入費</li> <li>・工事費</li> <li>・翻訳費</li> <li>・専門家謝金（外国人を含む）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のいずれかに密接に関係するものとして知事が必要と認めた内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事が必要と認めた経費</li> </ul>

<留意点>

上記区分毎について、使用する外国語は、次のとおりとする。

- 1 英語によるものがない場合は、英語での作成を必須とすること。
- 2 英語によるものがある場合でも、これをより適切なものに変更し、充実させること。
- 3 英語以外を使用する場合は、上記1又は2の実施を前提とすること。
- 4 石川県国際交流協会の外国人スタッフ等の監修を受けること。